

(略)

東京都監査委員	鈴木	章	浩
同	小山	くに	ひこ
同	茂	垣	之雄
同	後	藤	靖子
同	小	粥	純子

令和 6 年 5 月 28 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 242 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

#### 記

本件請求において、請求人は、令和 4 年度東京都若年被害女性等支援事業（以下「本件事業」という。）について、当該事業の受託者である 4 団体（法人 A、法人 B、法人 C 及び法人 D。以下「本件受託者」という。）に対し支払った委託料の概算払（以下「本件概算払」という。）及び当該委託料の精算（以下「本件精算」という。）は、法等の法令に違反し違法又は不当であるから、当該委託料の返還等を求めるものと解される。

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

- 1 本件精算が法第 2 条第 14 項及び地方財政法第 4 条第 1 項に違反しているとの主張について

本件事業に係る委託契約（以下「本件委託契約」という。）の契約書別添の本件事業委託仕様書（以下「本件仕様書」という。）第 14 項（留意事項）（2）において本件

事業の執行に当たりよるべきものとされている東京都若年被害女性等支援事業実施要綱（以下「本件要綱」という。）第6項によると、他の国庫補助金や都補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して、アウトリーチ支援のうち相談及び面談（以下「本件相談・面談事業」という。）、居場所の提供に関する支援（以下「本件居場所の提供に関する支援事業」といい、本件相談・面談事業と併せて「本件相談・面談事業等」という。）、及び自立支援の事業を実施する場合は、本事業の補助対象とならないと規定されている。

このことについて、請求人は、本件要綱第6項の文言上補助の対象とならない経費の範囲を限定していないこと、同一の経費につき二重に財政的支援を受けることができずは当然であることから、本件要綱第6項の定めをそのような当然の内容を定めたものと解釈することは相当でないとして、補助の対象となる経費自体が重複しなくても既存事業を活用して事業を実施している場合には本件事業の委託料の支払の対象とはならないと主張する。そして、本件受託者のうち、法人Bについてみると、本件相談・面談事業について既存事業として国から令和4年度自殺防止対策事業の補助を受けていること、また、法人Dについてみると、本件居場所の提供に関する支援事業について既存事業として東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金の補助を受けていることをそれぞれ指摘し、本件相談・面談事業等について委託料の支払の対象とした点を問題にし、本件精算が、法第2条第14項（「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」）及び地方財政法（以下、法と併せて「各法」という。）第4条第1項（「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」）に違反すると主張する。

しかしながら、本件委託契約について、委託者（都）及び受託者は、本件仕様書等に従い契約を履行しなければならない（本件委託契約書第1条第1項）、受託者は常に善良なる管理者の注意をもって業務を履行し、委託者は履行が完了した部分に係る代金を支払うものとされている（同条第2項）。そして、本件仕様書第6項（委託経費）によれば本件委託契約に基づく委託料（以下「本件委託料」という。）は事業実績に応じて支出するとしていること、及び他の国庫補助金等の補助を受けて実施している受託者の事業が本件事業と重複する余地のある状況であることに鑑みると、本件要綱第6項は本件受託者が補助金等を重複して受給することはできない旨を改めて確認的に明示したものであると解することは特段不合理ではない。

請求人が本件精算について各法に違反するとする根拠は、補助の対象となる経費自

体が重複しなくても既存事業を活用して事業を実施している場合には本件委託料の支払の対象とはならないとする主張である。しかしこの主張は、本件委託料が事業実績に応じて支出されるものである（本件仕様書第6項（1）ア）ということ踏まえたものではなく、本件要綱の解釈について請求人の見解を述べたものと言わざるを得ない。

したがって、本件精算が各法に違反するとする請求人の主張は、都の財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示したものと認められない。

## 2 本件精算が法第234条の2第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の15第2項に違反しているとの主張について

請求人は、本件委託料の支払に当たっては、本件委託契約の履行に際し経費を支出した事実及び当該経費が本件事業の実施に必要であった事実（以下「本件各事実」という。）について、領収書、帳簿等の客観的な資料（以下「本件資料」という。）に基づく検査により確認しなければならず、本件受託者が作成し都に提出した実施状況報告書、委託完了届及び精算書（以下「本件実施状況報告書等」という。）は本件資料には当たらないとして、本件実施状況報告書等に基づいてなされた履行の検査及び本件精算は法第234条の2第1項（契約の履行の確保）及び令第167条の15第2項（監督又は検査の方法）に違反すると主張する。

履行の検査等について法令等の定めをみると、令第167条の15第2項では、検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならないと規定されており、都が締結する契約に関する事務に関して定めた東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）第50条第2項では、検査員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る関係職員の立会いを求め、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならないとされている。また、同項ただし書の規定に基づき、検査員の検査を要しないものとして財務局長が指定する契約については、契約の相手方の履行の完了の確認（以下「確認」という。）を行わなければならないとされている。そして、概算払の精算については、東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）第83条第2項によれば、概算払を受けた者は、その用件終了後速やかに当該概算払の精算をし、納付書により、精算残金を返納するとともに、計算の基礎を明らかにした精算書を提出しなければならないとされている。

請求人は、検査の方法について定める令第167条の15第2項にいう関係書類とは契約の履行の事実を合理的に示すものである必要があり、本件資料がこれに当たるとの見解を述べ、同資料により本件各事実を確認できなければ本件精算は違法又は不当であると主張する。

しかし、上記法令等の定めのとおり、関係書類の内容を一律に具体的に定めた規定はないこと、また、概算払の精算に当たり提出しなければならないとされる精算書については計算の基礎を明らかにしたものとされていることからすれば、本件精算が全て本件資料に基づかなければならないとする根拠はない。そして、本件仕様書によると、受託者は、事業の進捗状況等を明らかにするため四半期ごとに実施状況報告書を、事業終了後に委託完了届をそれぞれ作成し提出することとされている（第8項、第9項）。加えて、「受託者は、本事業実施に係る収支に関する帳簿、領収書その他の諸記録を整備・保存し、常に計理状況を明らかにしなければなら」ず（第10項）、「都は、受託者が行う事業に疑義が生じた場合に、本事業の実施状況等について説明又は報告を求め、必要に応じて、関係帳簿等の検査を行う」（第11項）こととされている。したがって、上記法令等の定め及び本件仕様書の条項からすると、本件精算における本件資料の確認は、受託者が行う事業に疑義が生じるなど都が必要と認めた場合において行われるものであると解される。

ところで、請求人から提出のあった添付資料（証拠書面）によれば、都は、本件受託者に対し、それぞれ45,578,000円の概算払をし、本件受託者から提出された四半期ごとの実施状況報告書により履行確認をするとともに、本件仕様書第6項（委託経費）に基づく事業実績に応じた額について、それぞれ、法人Aは45,221,470円、法人Bは45,006,325円、法人Cは45,787,334円、法人Dは45,887,095円であるとして本件精算の基礎とし、法人A及び法人Bは、都に対し、それぞれ356,530円及び571,675円の返納をし、法人C及び法人Dは、本件仕様書第6項記載の上限額である45,578,000円を超えていることから、それぞれ差引額を0円としたことがうかがえる。そして、このような精算について特段不自然な点は見受けられない。

請求人が本件精算について法令に違反するとする根拠は、都が本件各事実について全て本件資料に基づく確認をしなければならないとする主張であると解される。しかしこの主張は、本件契約に定められた委託内容の履行が完了していないなどといった事実の摘示とはなっておらず、法令上の根拠のない請求人の見解を述べるものと言わ

ざるを得ない。

したがって、本件精算が法令に違反するとする請求人の主張は、都の財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示したものと認められない。

### 3 本件精算が法第232条の5第2項及び令第162条第6号に違反しているとの主張について

請求人は、本件概算払時における本件受託者の財産状況を指摘し、本件概算払による資金を受けなければ本件事業の実施が明らかに困難であったとは認められないから、本件概算払は、東京都会計事務規則等に定める基準を満たさず、したがって、法第232条の5第2項（「普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によつてこれを行うことができる」）及び令第162条第6号（「経費の性質上概算をもつて支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの」「に掲げる経費については、概算払を行うことができる」）に違反したものであって、都は、本件精算において、本件受託者に対し、本件概算払により都に生じた損害相当額の返納を求めるべきであるのに求めていることから、本件精算は、違法又は不当であると主張する。

ところで、法第242条第1項の規定による住民監査請求の制度について、最高裁判所昭和62年2月20日判決は、「地方自治法（以下「法」という。）242条1項の規定による住民監査請求に対し、同条3項（委員注：現行法では同条第5項）の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、右監査の結果に対して不服があるときは、法242条の2第1項の規定に基づき同条の2第2項1号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である。」と判示している。

これを本件についてみると、請求人が本件精算において返納を求めるべきと主張する損害相当額は、本件概算払の違法を前提、原因とするものであり、請求人の主張は、帰するところ、本件概算払の違法又は不当を主張しているものにほかならない。そして、本件概算払については既に本件請求人の請求に基づき監査をし、当該監査の結果については令和5年5月1日付けで同請求人に通知したところである（「東京都若年被害女性等支援事業の各委託契約等は地方自治法等に違反しているとして、各委託料の返還を求める住民監査請求監査結果」）。したがって、本件概算払を対象とする請求

については、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為と同一であり、同一の行為について重ねて監査請求を行っているものと認められ、これを行うことは許されていないものである。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。